

# 三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加  
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内  
三郷市社会保険推進協議会  
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.12  
2010年3月5日発行

## 三郷生活保護裁判 証人調べにむけ 準備進む

三郷生活保護裁判は、2007年7月11日、さいたま地裁に三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟を起こしたものです。2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、次回13回口頭弁論裁判で、原告・被告双方の証人の確定や審問の順番が決まる予定です。証人から、どのような証言があるか、いよいよ裁判も大きな山場となります。みなさまの大きなご支援を！



支援する会、2月17日(水)浦和駅西口宣伝

### 浦和駅西口宣伝行動

裁判公判日、事前の宣伝として、浦和駅西口で早朝8時から9時まで、宣伝カーによる音出しと、裁判内容を知らせるビラまきを行っています。2月17日の寒中のなか、7団体の21人で500枚のビラをまきました。

### 2・23 三郷地域総行動への訴え

2月23日(火)、

三郷地域総行動実行委員会は、ふたつの会場で「なくせ貧困と格差！憲法を生かし、守ろう雇用と暮らし2・23三郷地域集会」を開催。そのうちのひとつ三郷文化会館で開催され



支援を訴える津村さん

た集会に、地元で裁判を支援する「三郷生活保護裁判を支援する会」の津村さんが参加し、「原告が裁判に訴えた経過として、生活保護申請を受け付けなかった三郷市の理不尽な対応と、生活保護を受給して2ヶ月あまりで転居をせざるを得なかった、三郷市の非情な対応について説明し、現在裁判をたたかいて、証人審問にさしかかる重要な山場にきていることを報告」し、支援を訴えました。会場では、支援の訴えに、署名が123筆集まりました。

### 第十二回口頭弁論と宣伝の日程

日時：二〇一〇年四月二十八日(水)

午前10時00分～10時30分

傍聴の抽選は、九時30分です。

場所：さいたま地方裁判所一〇二法廷

\*弁護団報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。

★当日、浦和駅西口宣伝をおこないます。

\*時間は午前八時～午前九時

## 三郷生活保護裁判 第12回口頭弁論

傍聴者の参加は、4名でした。

原告からは第13・

第14準備書面がさいたま地裁に提出され、この日の第12回口頭弁論では、第13準備書面と第14準備書面の内容説明がされました。



弁護士会館での裁判報告会

【第13準備書面は、

原告が転居させられた区での福祉事務所を訪ねた際の面接記録からわかる事実についての内容です。

①平成18年8月28日に三郷市を転出した原告は、その後9月19日に転居先の区福祉事務所を訪ね、生活苦を訴えます。区の担当者、三郷市からの移

管手続きがされないことに疑問をもち、のちに福祉事務所に確認をしています。

②9月22日にも区で面接し、平成17年1

月から三郷市の福祉事務所を訪問し、生活状態は変わっていないのに、やつと平成18年6月21日から生活保護が受給でき、今も生活が変わらないのに、転居をさせられ、保護を打ち切られている状況を確認しています。

③そして、9月26日の面接では、生活保護申請書提出しています。この区の面接記録から、通常であれば、生活保護行政がとるべき対応がみえ、三郷市がいかに異常だったかが見て取れます。

【第14準備書面は、被告が、「自動車ローンの支払いが毎月約6万5000円で、実際には毎月10万円も払っている」平成17年

1月から6月までの6か月、毎月10万円ものローンを趣味のために支払っていた以上、平成17年2月1日に原告が生活苦を訴えて福祉課を訪れたというのは虚妄である」としたことに對する反論です。当時、原告は車のローン返済をしていましたが、これは免疫力の落ちた原告の通院の手段でもありました。また、原告は、入院費用や生活費がかさみ、月の返済額が当月の借入可能額より増えている

中、借入金で何とか返済を続けていましたが、借金に追われて生活に回すお金がなく、また、新たな借入れもできなくなり、返済不能になった平成17年9月、弁護士に債務整理を依頼しており、原告の暮らしの窮状が、深刻な状況であったことがみてとれます。

## 傍聴者からの訴え

「三郷生活と健康を守る会」より、「会員はけっして多くないが裁判を勝たせるため、地元から声をかけあつて、裁判傍聴にかならず参加しています。裁判支援は、長期的なものであり、地道な継続支援が必要です。他の支援団体や個人の方もぜひ声を掛け続け、参加を組織してください。」と訴えられました。



## 支援する会からの報告とお願い

これまで、公正な判決を求める署名は、23,407筆をさいたま地裁に提出しています。証人審問がはじまる前に、署名の提出を予定します。3万筆までもう少しのところで、署名の引き続きの協力を呼びかけます。集まっている署名用紙は、「支援する会」事務局まで至急提出してください。

署名は、埼玉社保協のホームページ

<http://www.shahokyo.org/>にアクセスを。

各種集会、団体を通じて全国から幅広く集まっています。引き続き、結審まで署名を集めていきますので、ご協力をお願い致します。